

改正

令和5年3月22日規則第7号

富里市パブリックコメント規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富里市協働のまちづくり条例（平成22年条例第9号。以下「条例」という。）第16条に規定するパブリックコメントに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「パブリックコメント」とは、市の重要な計画等を策定する過程において、その策定しようとする計画等の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この規則において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

3 この規則において、「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (6) パブリックコメントに係る計画等に直接的な利害関係を有する個人及び法人その他の団体
(パブリックコメントの対象)

第3条 パブリックコメントの対象は、次に掲げる計画等とする。

- (1) 市の総合的な施策に関する計画又は指針の策定及び改定
- (2) 市の各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画の策定及び改定
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、計画等が次のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメントを省略することができる。

- (1) 縦覧その他パブリックコメントに準じる意見聴取の手続が法令により定められているとき。

- (2) 実施機関が特に緊急を要すると認めるとき。
- (3) 軽微な改定するとき。
- (4) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他これに準じるものをいう。）の議を経て計画等を策定しようとする場合において、当該審議会等がパブリックコメントに準じた手続を実施したとき。
- (5) 市長の裁量の余地がない又は著しく少ないと認められるとき。
(計画等の案の公表時期等)

第4条 実施機関は、パブリックコメントを実施しようとするときは、対象計画等の策定前の適切な時期に当該対象計画等の案を公表するものとする。

2 前項の公表をするときは、次の資料を併せて公表するものとする。

- (1) 当該計画等の案を作成した趣旨及び目的
- (2) 当該計画等の案の概要その他計画等の案を理解するために必要な関連資料
(計画等の案の公表方法)

第5条 前条に規定する公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

2 実施機関は、前項に規定する方法で公表を行う場合において、次の事項を市の広報紙において、予告するものとする。

- (1) 前条の規定により公表する計画等の案の名称
- (2) 計画等の案に対する意見の提出方法及び提出期間
- (3) 計画等の案等の入手方法

3 第1項第2号に規定する市のホームページへの掲載は、公表する計画等の案が著しく大量である等の理由により全部を掲載することが困難な場合にあつては、当該計画等の案の全体の入手方法を明らかにすることにより、その掲載を一部のみとすることができる。

(意見の提出方法及び提出期間)

第6条 実施機関は、次の方法により、計画等の案に対する市民からの意見の提出を受けものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 直接書面を持参

2 前項の規定により意見を提出する者は、氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに第2条第3項第2号から第6号までのいずれかに該当する者にあつては当該該当する事由を明示しなければならない。

3 実施機関が意見の提出を受ける期間は、計画等の案の公表した日の翌日から起算して20日以上の期間を設けるものとする。ただし、20日の期間を設けることができない特別の事情があるときは、20日未満の期間を設けることができる。

(提出意見の考慮)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等の策定について意思決定をするものとする。

(結果の公表)

第8条 実施機関は、前条の規定により、計画等の策定について意思決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、富里市情報公開条例（平成13年条例第2号）第8条に規定する不開示情報に該当する情報又は公表することにより当該意見を提出した市民の権利その他正当な利益を害するおそれがあるときはこの限りでない。

(1) 提出された意見の内容

(2) 提出された意見に対する市の考え方

(3) 計画等の案を修正して意思決定を行ったときは、当該修正の内容及び理由

2 前項に規定する公表は、原則として第5条第1項に規定する方法によるものとする。

(一覧の作成)

第9条 市長は、第5条第1項の規定による公表を行っている計画等の案及び第8条第1項の規定による公表を行っている計画等の一覧を作成し、市のホームページに掲載するものとする。

2 前項の計画等の一覧は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 第5条第1項の規定による公表を行っている計画等の案

ア 計画等の案名

イ 公表日

ウ 意見の提出期間及び提出方法

エ 計画等の案の入手方法及び問い合わせ先

(2) 第8条第1項の規定による公表を行っている計画等

ア 計画等名

イ 提出された意見の内容

ウ 提出された意見に対する市の考え方

エ 計画等の案を修正して意思決定を行ったときは、当該修正の内容及び理由

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 現に策定の過程にある計画等については、この規則の施行前であっても、規則に準じた手続きを実施するよう努めるものとする。

(パブリックコメント制度の手続に関する要綱の廃止)

3 パブリックコメント制度の手続に関する要綱（平成18年告示第97号）は、廃止する。

附 則（令和5年3月22日規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。